

由布市立図書館雑誌スポンサー制度について

由布市立図書館

1 雑誌スポンサー制度とは

スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、提供していただいた雑誌の「最新号」のカバー表面にスポンサー名を、裏面に広告を掲載させていただく制度です。事業所や会社のPRの場として活用していただくとともに、雑誌コーナーの充実を図ります。

2 雑誌スポンサー制度の概要

- (1) 雑誌スポンサー申込者に、図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」から雑誌を選択し、併せて提供先の図書館を選択していただきます。また、雑誌と提供先の図書館は、複数選択することができます。
- (2) 提供期間（広告掲載期間）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間で、年度途中からでもできます。また、解約の意思表示がない場合は、自動的に期間を更新いたします。
- (3) 雑誌の購入代金（一括前払い）は書店等へ直接納入してください。この場合において、価格変動等により過不足が生じる場合は、書店等と調整してください。
- (4) 提供いただく雑誌の「最新号」のカバー表面に提供スポンサーの名称を図書館が作成・表示し、カバーの裏面にはスポンサーが作成した広告を掲示します。
- (5) 提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供します。なお雑誌の配架場所は、図書館で決定させていただきます。

3 広告物の規格等

- (1) 雑誌カバーの表面に掲示するスポンサー名の表示
 - ① 表示ラベルの大きさ 縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内
 - ② 貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部
 - ③ スポンサー名は図書館が作成します。
- (2) 雑誌カバーの裏面に掲示する広告物の規格
 - ① 雑誌カバーに収まる大きさの片面印刷
 - ② 広告の内容は、3か月ごとに変更することができます。
 - ③ 広告物はスポンサーが作成します。

4 雑誌スポンサー及び広告物の審査

(1) 雑誌スポンサーは法人や団体、個人の事業者とし、個人は除きます。また、市内市外は問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはスポンサーになることができません。

- ① 風営法に規定された風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者若しくはこれらに類する者
- ② 消費者金融、債権取立て又は示談交渉に係る者
- ③ 青少年の保護及び健全な育成の観点から不適切な者
- ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- ⑤ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う者
- ⑥ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の者
- ⑦ 行政機関から指導を受け、当該指導等に係る改善を実施しない者
- ⑧ 市税を滞納している者
- ⑨ 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- ⑩ 由布市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団との密接な関係を有する者
- ⑪ 雑誌スポンサーとして適当と認められない者

(2) 広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性等を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権を侵害するおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義又は主張に類するもの
- ⑥ 個人の名刺広告に類するもの
- ⑦ 青少年の健全な育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 市教育委員会が推奨しているかのような誤解を招くもの
- ⑨ 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか広告の内容として適当でないと教育委員会が認めるもの

5 申込方法

雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて、本館に直接持参または郵送してください。また、同一の雑誌に複数の事業所等から申し込みがあった場合が、申し込みが早いものを優先します。

【添付書類】

- ① 広告の図案及び原稿

- ② 会社概要等（業種等がわかるもの）
- ③ 市税に滞納のない証明書（市外の事業所等は除く）

6 申込先及び問い合わせ先

〒8879-5506

由布市挾間町挾間104番地1

由布市立図書館 本館

TEL 097-583-1118